

地区計画制度の説明会・オープンハウスの開催について

1 説明会・オープンハウスの開催について

地区計画は、都市計画法を根拠として、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベル」における都市計画である。

これまで、区内で 41 地区の地区計画を定めてきた。

地区計画制度は、区民と地権者（以下、区民等）が自ら考え、運用できる柔軟な制度であり、現在のまちづくりにとって重要なツールのひとつである。しかし、令和 2 年度の区民世論調査の結果によると、お住いの地区に地区計画があることをご存じの方は 2 割強といった状況である。

地区計画制度の検討は、区民等が地区のまちについて学び・考える機会を生む側面も持ち合わせている。

今回、区民等に対して地区計画制度を知ってもらうため、説明会等を開催するものである。

2 内容

説明会はオープンハウスが開催している時間内に行う。内容は以下の通り。

説 明 会：地区計画の制度自体について、区民等へ対面にて説明する

オープンハウス：地区計画制度の概要や歴史などを、パネルや映像を使用した展示を行う

3 実施時期・場所

6月1日（水） 万世橋出張所 D・E 会議室

2日（木） 麴町出張所 洋室 A・B

3日（金） 区役所 区民ホール

説 明 会：各日午前 11 時、午後 3 時を予定

オープンハウス：午前 10 時～午後 7 時

4 運営等

- ・説明会については、コロナウイルス感染対策の観点から、人数制限を設ける。
- ・オープンハウスでは区職員がパネル等の近くに待機し、区民等からの質問に対して順次補足する。その際、十分なコロナウイルス感染防止策を行う。

5 周知手段

広報紙（5月20日号を予定）、区内掲示板（5月23日から掲示を予定）、ホームページ、Twitter、Facebook 等を活用。